

## 公売公告兼見積価額の公告

公委第 26070076 号  
令和 8 年 7 月 3 日

埼玉県公安委員会

下記により差押財産の公売をします。  
国税徴収法第95条及び第99条の規定により公告します。

公売財産・公売保証金・見積価額	売却区分番号	名称、数量、性質、所在、地上権等の内容その他	公売保証金	見積価額 (最低公売価額)
			円	円
別紙のとおり				
(注) 1 上記売却区分番号ごとに公売します。入札書は売却区分番号ごとに別紙としてください。 2 見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にはり付けてあります。				
公売の方法	せり売り			
公売参加 申込受付期間	令和8年7月9日 午後1時00分から 令和8年7月21日 午後11時00分まで			
競り売り期間	令和8年7月27日 午後1時00分から 令和8年7月29日 午後11時00分まで			
公売場所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公売システム上			
最高価申込者決定日時及び場所	日時	令和8年7月30日 午前10時00分	場所	埼玉県警察本部
売却決定日時及び場所	日時	令和8年8月6日 午後5時00分	場所	埼玉県警察本部
代金納付期限	令和8年8月6日 午後2時30分 (但し、地方税法第19条の7第1項ただし書きその他の法律の規定に基づき滞納処分等の執行の停止があった場合を除く)			
買受人についての資格その他の要件	1	国税徴収法第92条、第99条の2及び第108条に該当しない者		
	2	公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者		
その他	1	公売による権利移転に伴う費用(登録免許税等)は、買受人の負担となります。		
	2	公売に参加しようとする者は、公売参加申込期間に、所定の公売参加申込手続を行う必要があります。		
	3	公売参加申込期間及び公売(せり売り・入札)期間には、紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステムのシステムメンテナンス等の期間を除きます。		
	4	消費税法施行令第70条の12第5項の規定に基づき、買受人の求めに応じて、適格請求書を交付します。ただし、適格請求書発行事業者登録が取り消されている場合は適格請求書の発行はできません。		
	5	見積価額に達した入札等がない場合には、直ちに再度入札又は再度せり売りを実施することがあります。		
	6	その他については、埼玉県公安委員会インターネット公売ガイドラインによります。		
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書によりその内容を埼玉県公安委員会まで申し出てください。 なお、債権現在額申立書の用紙は埼玉県警察本部交通部交通指導課放置駐車対策センターに用意してあります。			